黒潮町農業者経営支援給付金事業

世界的な穀物需要の高まり、諸外国の肥料輸出制限に加え、不安定な国際情勢による 影響で肥料価格の高騰に歯止めがかからない状況にあることから、農業者の経営安定化 を図るため、*農業者に対し、肥料(飼料,菌床)の購入経費の一部を補助します。*

【補助金の概要】

1 対象者の要件

- 令和3年の農業収入が50万円以上ある方(農業者個人、法人等)
- 令和4年1月1日以降に就農する(した)認定新規就農者又は認定農業者
- ・町税等の滞納がないこと
- ・黒潮町内に住所を有する方

2 補助対象内容

- (1) 令和3年の農業収入が50万円以上ある方(農業者個人、法人等) 令和3年1月1日から令和3年12月31日までに購入した肥料(飼料)購入費
- (2) 令和4年1月1日以降に就農する(した)認定新規就農者又は認定農業者 令和4年1月1日から令和4年12月31日までに購入した肥料(飼料)購入費 ※いずれも、肥料購入費から消費税を差引いた金額を「補助対象経費」とします

3 補助率及び補助金上限額

・補助率:20%以内 ・補助金上限額:1経営体あたり300,000円 ※補助金に1,000円未満の端数が生じた場合には、切捨てるものとします

4 申込場所

・大方本庁舎 農業振興課又は佐賀支所 地域住民課にて受付します

5 募集期間及び申込方法

- 募集期間:令和4年8月1日 ~ 令和4年9月30日
- 必要書類

振込先を確認することができるもの(通帳等)

肥料等を購入したことが分かる資料 ※確定申告(決算書)、購入伝票等の写し法人の場合、令和3年の農業収入が分かる資料 ※確定申告(決算書)等の写し申請者本人の運転免許証、健康保険証又はマイナンバーカードのいずれか

※多数の申請者になると想定されますので、決算書や購入伝票(明細)等の写しについては、ご自身で コピー印刷する等して、持参くださいますようご協力をお願いいたします。

> 〈事業に関するお問い合わせ先〉 〒789-1992 黒潮町入野5893番地 黒潮町役場 農業振興課 農業振興係(大方庁舎) №43-1888